(2)　国際観光旅客税法第十六条第一項（国内事業者による特別徴収等）又は第十七条第一項（国外事業者による特別徴収等）の規定により国際観光旅客税を徴収して納付する義務がある者又はその義務があると認められる者

ロ　イ(2)に掲げる者の委託を受けて運賃の領収を行う者その他自己の事業に関しイに規定する者と取引があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

第七十四条の九第一項中「行うもの」の下に「又は国際観光旅客税について行うもの」を加え、同条第三項第一号中「並びに第五号イ」を「、第五号イ並びに第六号イ」に改める。

第七十四条の十一第一項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第六項中「源泉徴収による所得税」を「源泉徴収等による国税」に改める。

第七十四条の十二第六項中「消費税等」の下に「又は国際観光旅客税」を加える。

第八十五条第一項中「又は電源開発促進税」を「、電源開発促進税又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべきものを除く。次条第一項において同じ。）」に、「又は国税局長」を「、国税局長又は税関長」に、「税務署長等の処分についての再調査の請求」を「国税に関する処分についての不服申立て」に改め、同条第二項中「又は国税局」を「、国税局又は税関」に改める。

第八十六条第一項中「又は電源開発促進税」を「、電源開発促進税又は国際観光旅客税」に改める。

第九十条第一項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第百十七条第二項中「係る消費税等」の下に「又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法第十六条第一項（国内事業者による特別徴収等）の規定により徴収して納付すべきものを除く。）」を加え、「当該消費税等」を「これらの国税」に改め、「また」を削る。

第十二条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項の表国税徴収法の項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第十三条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正）

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「国際運送貨物」を「税関手続又は国際運送貨物」に改め、「税関手続その他の」を削る。

第十四条　（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律及び会社更生法の一部改正）

次に掲げる法律の規定中「石油石炭税」の下に「、特別徴収に係る国際観光旅客税」を加える。

一　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第七十六条及び第百四十二条

二　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百二十九条

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正）

第十五条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「自動車重量税」の下に「国際観光旅客税」を加え、「印紙税法」を「国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）、印紙税法」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十六条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表国税通則法の項中「所得税（この」を「及び」に、「所得税及び復興特別所得税（これらの」を「及び復興特別所得税並びに」に改める。

（財務省設置法の一部改正）

第十七条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号を次のように改める。

四　法令の規定によりその権限に属させられた内国税の賦課及び徴収を行うこと。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年四月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百五十九号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の五第六号を同条第八号とし、同条第五号中「前各号」を「第三号から前号まで」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　国際観光の振興に資する施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　国際観光の振興に資する施策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年四月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百六十号

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人国際観光振興機構の項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。